

ひとり親家庭のみなさまの

日常生活 をサポートします！

茨城県では、母子家庭・父子家庭・寡婦の方が安心して子育てや生活ができるよう、保育や家事でお困りの時に、ご自宅などに家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣しています。

◆こんな時にご利用できます

◆こんなサービスが受けられます

①けがや病気、生活環境の大きな変化（ひとり親家庭になって間もない場合等）

②資格取得のための通学や就職活動、学校行事等への参加

③残業で、帰宅時間が遅くなる時 など

子育て支援

・お子さんの保育

生活支援

・食事や身の回りの世話

・住居の掃除

・生活必需品の買い物

など



※家庭生活支援員宅での子育て支援も可能です。

利用料金 1時間あたり（1時間から利用可）

利用世帯の区分	子育て支援	生活支援
生活保護世帯、住民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	0円 70円	0円 150円
上記以外の世帯	0円 150円	0円 300円

※家庭生活支援員宅での子育て支援は、生活支援の料金となります。

利用方法

①利用者の登録

お住まいの市又は県の福祉事務所（母子福祉担当窓口）に、対象家庭として登録してください。

※県の福祉事務所（町村にお住まいの方）の連絡先は、裏面に記載の福祉相談センター又は各県民センターになります。

②利用の申込み

茨城県母子・父子福祉センターに電話連絡し、利用日や利用内容を調整し、申込みをしてください。

<申込先>

茨城県母子・父子福祉センター：029-221-8497
（茨城県母子寡婦福祉連合会に委託）

※地域や日程、支援内容によっては派遣できない場合もありますので、事前にお問合せください。

③支援員の派遣、利用料金の支払い

支援員が派遣されます。利用者負担がある方は、後日請求書が送付されます。